

11 月定例教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年 11 月 15 日（金）14 時 58 分～16 時 30 分
- 2 開催場所 武雄市役所 4 階会議室
- 3 出席者名 教育長：浦郷教育長
教育委員：一ノ瀬職務代理者、副島委員、大庭委員、馬場委員、岡本委員、松尾委員、田中委員、大渡委員、堀田委員
事務局：松尾こども教育部長、牟田こども教育部理事、諸岡教育総務課長、弦巻こども未来課長、野田こども未来参事、学校教育学校教育課長、百合学校教育課参事、山北生涯学習課長、野口文化課長、溝上図書館・歴史資料館館長、杉原教育総務課長代理、田中こども未来課放課後対策室主幹
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【岡本委員を指名】
- 7 前回会議録の承認 令和元年 10 月定例教育委員会会議録
- 8 教育長の報告
 - 1 豪雨災害対応
朝日小グラウンド 橘小ポンプ室の修復
 - 2 国・県・西部地区・杵西地区の動向
(1) 人事異動
13 日 県教委と市町教委との会議でスタート
・応募指名制度はなくなる
 - 3 学校教育等
 - (1) 11 月 9 日 ペッパー成果発表会（太字が全国推薦）
最優秀賞 小学校 **橘小** 中学校 **川登中**
優秀賞 小学校 **武内小** 中学校 武雄北中
特別支援指導者部門 **畑瀬真理子** 教諭（西川登小）
 - (2) 8 日 中体連駅伝県大会
男子 7 位 武雄中 14 位 川登中
女子 6 位 武雄中 17 位 山内中
 - (3) 8 日 がん教育 中川恵一先生講演（武雄中・武雄北中）

- (4) 全国社会教育連合表彰 大坪勇郎氏
- (5) 読書推進運動協議会長賞 受賞てんじん文庫
- (6) 県教育委員会表彰 山内東小 永石一哉 校長
県教育長表彰
朝日小 中村恭子 教諭 山内西小 石丸敏子 教諭
山内中 林 幸児 教諭 武雄中 松尾純子 栄養教諭
- (7) 人間力大賞（青年会議所主催）表彰 11月17日
- (8) 第1回たけおっ子の主張

9 議 事

(1) 提出議案

- 第26号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第27号議案 武雄市立学校職員の人事評価結果に対する苦情対応に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 第28号議案 武雄市令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る就学援助の支給に関する要綱
- 第29号議案 分校の区域外通学者の募集について
- 第30号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例

(2) 協議事項

- ①令和元年12月議会提出「教育に関する報告」について
- ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の聴取
(令和元年度12月補正予算)

(3) 報告事項

- ①図書館の選書について

10 各課等からの報告

11 次回開催日程について

【令和元年12月25日（水）15時～武雄市役所4階会議室】

12 その他

13 閉会

14 会議録

午後2時58分 開会

○教育長職務代理者

そしたら、おそろいようですので始めたいと思います。

今日はもう本当に冷え込みまして、武雄はどれくらいだったでしょうかね、2度ぐらいやったでしょうか。嬉野は1度台でした。うちの前も霜がちょっと真っ白くなっておりましてけれども、私にとっては初霜でした。いつも遅いもんですから。

それでは始めたいと思います。

まず、議事録署名人の指名ですけれども、今回は岡本委員さんになっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、前回議事録の承認ですけれども、何か変更点とかありましたらお願いいたします。よろしいですかね〔「なし」と声あり〕。

じゃ、そのとおり承認ということでお願いいたします。

次が4番目、教育長の報告です。教育長お願いいたします。

○教育長

こんにちは。報告を申し上げます。

大きく3項目書いておりますが、豪雨災害の対応、朝日小のグラウンドとか橘小ポンプ室の修復もほぼ終わろうとしております。

ただ、いろんな方に聞きますと、まだ床上浸水した家とか大変な苦勞をされているという状況はありますので、私たちも直接は子ども相手ということになりますけれども、気を配っていかなければいけないだろうと思っております。

就学上の援助についても具体化を図ってもらっているところです。

2番目、人事異動がこの時期から大体毎年始まります。今年の特徴として、1つ書いておりますが、FA制度というのがありまして、応募指名して学校を動くということですが、これがほぼ役割を達したということになっております。

3つ目、学校教育等についてということで、ペッパーの成果発表会、そこに挙げておりますように、最優秀賞、優秀賞と書いております。ただ、もう本当に差はないですね。いろんな形で、どんな着想でやるかというところで、推薦しないといけませんので、濃い字のところを全国に推薦するということです。

なお、当日は発表してもらっていませんけれども、特別支援教育の指導者部門というのがありまして、西川登小の畑瀬先生の実践を全国に推薦したいと思っております。

中体連駅伝県大会ですが、男子、女子、非常に頑張ってくれております。

それから、8日にはがん教育、もう10年超しましたけれども、中川先生の講演を武雄中、武雄北中ということでやっております。

それから、社会教育で大坪勇郎さんが全国社会教育連合表彰、それから、てんじん文庫さ

んが読書推進運動協議会長賞、これも全国表彰でございます。そういう意味では表彰が続いたところでございます。

それから、毎年やっています県教育委員会表彰で山内東小の永石校長先生、県教育長表彰ということで、その4名の方が表彰をされております。昨年も4名の方でした。今年も4名ということで、非常にたくさんの方が表彰されたと思っております。

それから、あさって、人間力大賞の表彰というのがございます。幾つか読ませてもらいましたけれども、小・中と非常に頑張って続けてスポーツをやっているとか、文化活動をやっているとか、武雄市もこういう子どもたちがいるんだなというような、人間力豊かな子どもたちの表彰が17日、物産まつりの会場、文化会館のところで予定されております。

それから、第1回たけおっ子の主張。弁論大会が60年続きまして、ちょっと趣向を変えまして、青少年育成市民会議の主催ということでやってもらいます。非常に興味深く思っております。

書いていないことで、6点ほど申し上げます。

来年度の予算とか考える時期でございますが、今の時点で考えまして、長期的に見た場合に、今、校舎改築・耐震工事の必要性から、全国的なものですが、校舎改築・耐震工事がほぼ終わりまして、安全な教育環境ができたということ。長い目で見たらそういう時期かと思えます。

それから、1番とも関連するんですが、2番目に、統合再編をしなかったということですね。これは地域に根づいた本物の子育て教育を目指すということだと思えます。これは地域の教育力を最大限生かすことができる仕組みでもあると。そこしかないというふうに思っています。地域の大人の方にとっては、生涯学習の充実につながるものだというふうに思っています。

3番目としまして、変えられるところは変えていこうじゃないかということは校長先生方にもずっと言ってきました。六、七十年で積み上げられた教育の仕組みというのは、そう簡単に変えられるものじゃありませんし、そのままが楽なことは間違いないんですけども、先生方には強い創意を求めてきたところです。変わるところもたくさんありました。

先ほど県教育長表彰を4名の方と言いましたけれども、去年、今年、武雄市を出られた方が何人も表彰を受けられております。武雄でも頑張ってくださいましたが、恐らくそういう意欲を持ってしてもらっているんだろうと大変嬉しく思ったところです。

4番目ですが、やっぱりどの子も育つ教育体制と環境、そして指導を進めたいというのがありまして、これは花まるにしろ、ICTにしろ、全て個人の学びを保障するという意味であります。これは今後も強力に進めていかないといけない。

それから、そういう意味では、来年度も基本的には変えずに充実を図っていくということになりますが、学習指導要領が変わって、新しい教科書など、教育課程が新しくなるという

ことは、学校とともに大きな苦勞をしていかなければならないと、ともに考えていかなければいけないことだろうというふうに思っています。これは、その次の中学校の指導要領改訂でも同様のことが言えます。

それから、振り返りまして、6番目として、非常に先生方に頑張っていたという事です。先ほどの表彰もそうですけれども、極力研修にも出てもらう形を、1年残ってくれたほうが学校のためにはプラスなんだけれども、数倍の力を持って帰ってきてほしいということで、極力研修にも出てもらう形をとりました。その分、ほかの先生方も頑張っていたという事で、体制としては、そういう先生方が帰ってこられる時期になってきているというふうに思っています。今年までやってきたこともありますし、来年度を踏まえてさらにやっていかなければいけないことがあると思います。

1つつけ加えますと、教育長会でほかの町の教育長さんともいろいろ話すんですが、非常に議会で苦勞されるんですね。選挙で選ばれる方ですので、与党多数派とは限らないという中で、教育長さん方も苦勞されるんですが、これまで幸いに、首長さんがまずもって子育て、教育を第一に言われると。議会の皆さんも本当に理解して協力してもらえると。この点は武雄市にとっては非常にありがたいことだというふうに思っていますし、それに応えていかなければいけないということも感じているところです。

以上7点ほど、来年度を考える時期でありますので、お話をさせていただきました。長くなりましたが、以上です。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

それでは、何か今の点で質問はありますか。よろしいですかね〔「なし」と声あり〕。

それでは、2番目に部長の報告をお願いいたします。

○こども教育部長

私のほうからは、12月議会の日程等の報告になります。

今月25日、記者発表、12月2日、開会、9日から一般質問の方向で現在調整がなされております。

こども教育部からの提案議案としましては、条例議案として、武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案を予定いたしております。

この条例の改正内容については、本日提出議案、第26号議案で詳細な説明をいたしたいと思っております。

補正予算につきましては、8月豪雨による支援策として、現在、保育料、放課後児童クラブの利用料について減免制度を既に導入しておりますが、新たに小・中学校の児童・生徒の被災世帯に対する経済的負担の軽減として、学用品の購入、給食費、修学旅行等に係る経費

の減額支援、就学援助に要する経費について提案を予定いたしております。これも詳細な中身につきましては、本日の第 29 号議案で説明をいたします。

その他の補正内容についても、今日の協議事項の②の中で説明をさせていただきます。

また、小学校の多目的教室、中学校の特別教室、既に普通教室についてはエアコン等を設置しておりますが、多目的教室、特別教室のエアコン設置に係る経費についても、来年 6 月の供用開始に向け、12 月議会に要求をしておりましたが、今回の災害対応に係る経費等の影響で、12 月議会での提案は見送り査定となっております。

この件につきましては、新年度の当初予算にも要求をしていきたいというふうに考えております。

私のほうは以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

今の件について、よろしいでしょうか〔「なし」と声あり〕。

それでは、特にないようですので、議事のほうに移ります。

提出議案が 5 つありますけれども、まず、第 26 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。御説明をお願いいたします。こども未来課長。

○こども未来課長

こども未来課より説明をさせていただきます。

第 26 号議案の資料のほうは 2 ページとなります。

今回、協議をお願いいたしますのは、武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の理由内容につきましては、省令の上位法の一部改正によりまして、これまで放課後児童クラブの資格認定研修は都道府県で実施をされることとなっております。今年度より指定都市でも研修を実施することが可能ということになりまして、九州では人口 50 万人以上の指定都市は北九州市、福岡市、熊本市の 3 市がございますけれども、そういった市でも研修を実施することができるようになりました。

この一部改正につきましては、放課後児童クラブの児童支援員認定研修及び資格取得する機会が拡充されることにもなりますので、人材確保の観点から一部改正をお願いしたいというふうに考えております。

条文につきましては、新旧対照表のとおりでございますが、公布の日より施行したいと考えておりまして、12 月議会のほうに上程したいと考えております。

ちなみに、次年度の支援員の採用につきましては、翌年 1 月より募集開始をする計画でございます。これにつきましては、県内のほかの市町につきましても 3 月までに改正される見

込みでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ただいまこども未来課長のほうから説明していただきましたけれども、今の件について、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

厚生労働省令第 50 号が公布されたことに伴いということです。よろしいですか〔「はい」の声あり〕。

では、原案どおり可決ということでお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、第 27 号議案のほうに行きます。武雄市立学校職員の人事評価結果に対する苦情対応に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明をお願いいたします。学校教育課長。

○学校教育課長

最初に 4 ページをごらんください。

提案理由としましては、佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正により、人事評価の期間について改正されたため、苦情相談の申し出の期間及び苦情処理の申し出の期間について改正をしたいということです。

参考として、県の規則、改正前は右側ですが、「第 4 条 人事評価の評価期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。」となっていますが、改正後については、第 4 条、中段ですけれども、「(1)能力評価 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの期間」「(2)業績評価 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間」というふうに改正がなされました。

3 ページにお戻りください。

これに伴いまして、現行では 1 年に 1 度ということでしたので、第 4 条の 2 項ですが、「苦情相談の申出手続及び苦情相談の申出は、原則 2 月 10 日までとする。」としていたものを、改正案では「苦情相談の申出手続及び苦情相談の申出ができる期間については、教育長が別に定める。」と。

下のほうも同じでございます。「苦情処理の申出手続及び苦情処理の申出は、原則 2 月 20 日までとする。」というのを、「苦情処理の申出手続及び苦情処理の申出ができる期間については、教育長が別に定める。」と。これは県の要綱に文言を合わせました。

ということで提案をするものです。どうぞよろしく申し上げます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

苦情相談、苦情処理の提出期限が決まっていたのが、こういうふうに教育長が別に定める

となったということでした。これは県の教育委員会の規則が変わったためということです。

何か質問等ありましたらお願いいたします。A委員さん。

○A委員

平成28年、平成29年の規則とか要綱変更なので、当然僕は知らないんですけど、1つ2つ、大変だなというか、教育長さんが一番大変だろうと思うんです、あった場合はですね。校長、教頭あたりも学校での教職員の評価というのでは関わったりもしてきたので、これは、まず、期日等を廃止されたのは県の規則の変更に伴ってということではわかるんですけど、実際問題として、二、三年、既にあったわけですけど、こういう事案というのは、例えば、勤務評価とかして、苦情とか、個人情報というか、開示、そういうのがもちろんあるからこそ苦情が出たりとか、どんな評価を自分はされているのかとか、それを電話か電子メールで聞くような形になるんだと。

これは窓口をどなたかされて、教育長が個人に対応されて、またそれが校長に戻って、評価の見直しとか、そういうのが実際あったかどうかというのはここでは言えないことだろうとは思いますが、そういうあった場合の窓口みたいなのがどういうふうになって、誰が処理をされていくのかというか、何かこういうのが始まったんだと思ってちょっとびっくりしています。

当然、自分がされていたんだろうなというのは、自分が試してみようとは思いますが、何か今まではそこに任されているようなところがあって、ただ、今後は昇格とか昇給とかにそういうものが絡むのであれば、当然個人の意見としては申し出があったり、苦情的なものがあるのかなと思いつつも、実際こういうのがあったときにはどういうふうに処理をされていくのか、その大変さを知りつつ、ちょっと尋ねることになりましたが、ちょっとお聞かせ願えたらありがたいかなと思います。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

まず、苦情相談員の窓口としては、学校教育課長が窓口となります。

それから、苦情審査委員会は、委員長を教育長として、委員を教育委員さん1名、学校教育課長、窓口として1名という3人になります。

評価については、校長が所属する学校の教職員に対して評価を行う。本人にはその説明をします。説明をした後に、もし納得ができないといった場合に、苦情処理として相談があるということです。

そのときの対応としては、校長が評価をしているわけですから、校長に相談をするのではなくて、苦情相談員として学校教育課長が窓口となってそれを受け付けるということになります。流れとしてはそのような形になります。

○A委員

当然、人事評価なので、校長先生、教頭先生ももちろん精一杯協力して真剣にはやっていますが、そういうのが出てくると、人間関係というか、なかなか難しいんだろうなど、本当に大変だなというのを感じたもので質問させていただきました。

○教育長職務代理者

ほかにございませんか。

○教育長

今のはなかなかわかりにくいことだと思うんですが、先生方は人事評価というのを勤務評定として今までやってきたわけですけど、今年度からは給与に反映する部分も出てくるといふことで、ちょっと重みが違ってきているという部分もあるんだと思います。

しっかり見て、評価していただくというふうになっています。苦情が出てくることはあまりないと期待していますけれども。

ただ、その分、いろんな指導力であったり、企画力であったり、教師として必要な力をしっかり見てもらうということは大事なことです。有意義にしていきたいと思っております。

○教育長職務代理者

よろしいでしょうか。B委員さん。

○B委員

今説明をしていただいたんですけれども、評価が変わって、能力と業績で、それが給与に反映されるというふうには、九州各県は多いというふうにお聞きしておりますけれども、佐賀もいよいよそういうふうになって、ある面、非常に客観的な評価になっていくかなど。やっぱり頑張っている方は、頑張っていることは認めていただかないと、士気、やる気とかにも関わっていくので当然かと思うんですけれども、評価が恣意的になっていけば、自分は頑張っているのにどうして認められないんだろうと思ったら、意欲減退に逆につながっていくわけですね。その辺のところをどういうふうにしていくのかということと、苦情として申し立てる場合に、それがさらに客観性をもって評価を受けなければ苦情の意味がないと思うんです。そういう意味で、その辺の客観性を持たせるような工夫を武雄市教育委員会としてもしていただければなというふうに思います。

○教育長職務代理者

要望ということでよろしいでしょうか。

教育長。

○教育長

ずっと見てきまして、税金で仕事をしているわけですね。担任できるかできないかというのは、一つ大きな境目としてあるのかなという気はしますね。もっといけば、低学年しか

しませんとか、あるいは両方の免許を持っているけど中学校には行きませんか、そういう事例はいろいろ出てくるわけですけども、しかし、それなりに精いっぱい頑張って経験を生かしてされているということはありますので、いろんな見方はしつつ、おっしゃったように客観的に見ながら、やっぱりこれは指導せんといかんねというときはせんばいかんでしょうしね。そういうふうに思っています。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

評価者が校長だけですと偏った見方になるかもわかりませんので、必ず補助評価者というのがついて、管理職の教頭も行うということになっております。その中で、校長のほうで判断して評価するようになります。

今回は、日ごろの先生方の様子の観察、授業の様子、子どもたちとのやりとりの様子、そういうものもきちんと記録に残していくという形をとるように県教委からの説明等があったところですので、かなり校長先生方は本人との話し合いをしたり、授業観察などもしたりして、頻繁に回られたりしている状況ですので、一点を見てするということではなくて、長いスパンで見て行うこととなります。それも複数の目で見て行うような状況で評価をしていくということになると思います。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにないでしょうか。C委員さん。

○C委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、評価表というのがあるんですか。企画とか、10項目とか、そういうのが。一般の評価表、自分も評価をしているので、大体10項目、企画とか人材力とか、そういうので、ほぼほぼどの企業も一緒のやつかなと思うんですけど、学校の先生も同じようなものなんですか。教えてください。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

今、評価表をこちらに持ってきていないですけども、職種によって内容が違う評価表が、決まった様式のものがあります。能力評価については、文言まで決まっております。業績評価については、自分で目標を立てるようになりますので、その目標が本人の状況にとって適しているかどうか、それは校長との面談の中で修正を加えたり、教頭との話の中で修正を加えたりして、一番適している目標を立てて、その業績に対してどうだという評価になるということになります。

その項目数とかは、職種によってちょっと違います。その2種類の評価表があるということです。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかにないでしょうか。D委員さん。

○D委員

業績目標とは、例えば、具体的にどういう感じなのか。業績というと、何かの賞を取ったとか、そういうことなんですか。ちょっとよくわからなくて。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

例えば、業績評価でいいますと、もちろん学校の校長の経営方針が出ます。その経営方針に沿って、自分に割り当てられた分掌事務があります。例えば、特別活動の担当になりましたと。そしたら、その特別活動の中で全校を動かすことになりますので、こういう集会をして子どもたちの和を図っていきますとか、そういった年間を通した目標、上期と下期で分かれて目標を立てていくということになります。それが主任の立場の人の特別活動の目標と、担当の目標とは内容も違ってくると思いますので、1年生から6年生まで全体を動かすときに、こういうことを注意して全体がうまくいくような仕組みをつくっていきますとか、そういった目標を立てたときに、実際それができたのかどうかというところで評価をしていくというのが一つ例になるかなと思います。

○教育長職務代理者

いいですか。ほかにないでしょうか。

それでは、幾つか質問が出ましたけれども、反対のような質問はありませんでしたので、原案どおりということによろしいでしょうか〔「はい」の声あり〕。

じゃ、第27号議案も原案どおり可決ということをお願いいたします。

それでは、第28号議案です。武雄市令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る就学援助の支給に関する要綱について、御説明をお願いいたします。学校教育課長。

○学校教育課長

では、第28号議案について説明をいたします。

こちら6ページ、7ページをご覧ください。

提案理由としましては、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害により被害を受けた児童・生徒の保護者等の経済的負担軽減を図るため、武雄市就学援助規則第2条第2項に規定する特に就学援助の必要がある者と認め就学援助費を支給したいということで提案をするものです。

6 ページの表を見ていただくのが一番わかりやすいかと思いますが、就学援助の場合には、援助の額として、全壊・大規模半壊の方にはこれまでの就学援助の額をそのまま、それから、半壊・一部損壊については、一部損壊は床上浸水以上ということになりますが、その分の半額ということで、修学旅行費及び校外活動費は、上限または実費のいずれか少ない額ということになりますので、そこは今の就学援助と変わらない状況です。それを適用して経済的な負担を軽減するというので、今回議決をお願いしたいというところでございます。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

皆さん御存じのとおり、8月の豪雨で大変な被害が出ましたけれども、まだまだ大変な苦勞をされているところもありますので、こういうことが提案されております。

何か御質問等ありましたらお願いいたします。F委員さん。

○F委員

第5条の支給期間が9月1日から3月31日ということなんですが、中学生の修学旅行なんかは3年生で行くわけですが、それまでに積み立てていくわけですね。そういった場合は、2年生とか1年生は、今年には行かないと。1年後、2年後に行くというときには、これはどうなるんですか。今年行く者だけが対象、今年の3年生だけが対象というわけですか。4月に行った、6月に行った者は除外と。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

その時点ではまだ災害が起こっていませんので、今後いろんなところで経済的に費用がかかるであろうというところでの今回の支援ということなので、9月以降という解釈をしております。

○F委員

すると、1月、2月に1年後の積み立てをするときには、それは除外というわけですね。実際旅行には行かないので。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

これまでも、それは中学校だったら2年生になろうかと思うんですけども、2年生に就学援助を出すときは、2年生の分で決まったこの要綱に沿って出していますので、3年生で修学旅行に行くときには修学旅行費が出るという形になりますので、積み立ての分については入っていないということになります。

○教育長職務代理者

B委員さん。

○B委員

実は、8月の大雨で私の自宅も床上浸水になりまして、まだどうするかは決めていない部分があるんですけども、私の家の周りはやっぱり改修をしたり、あるいは車が水没したために買い替えということで随分と経済的な御負担が、僕以上にあっているところが随分おありのような気がします。

そういう中で、武雄市の対応が私の場合も非常に早かったんですね。例えば、災害ごみ、千葉とか東北方面の災害ごみの処理の遅さが随分とニュース等であっておりますけれども、武雄市に関しては非常に早く、私が行った後、1週間後はきれいに家も片付いて、もちろんグラウンドに運んでいただいた部分はあるんですけども、そういうことであったり、あるいは罹災証明の発行がものすごく早かったんですよ。それに伴って義援金等も実は振り込んでいただいて、非常に行政の対応が手厚いというふうに肌で感じておりました。

今回、今日の提案として、災害に関する、いろんな校外活動費等を含むものがあるということですので、金額の多寡ではなくて、精神的な面で、被害を受けられた方の保護者の方は随分と頼もしく思われるんじゃないかなと思います。

そこで質問ですけども、進学準備金というのがあるわけですけども、これについては、中学3年生であれば、1月に私立、3月に公立があるわけですけども、こういう入学の受験料等も含まれるのか。じゃなくて、例えば、参考書等が水で浸かったので、進学の準備に充てるためのそういう物品を買うためのお金なのかということが、ちょっと意味合いがわかりませんでしたので、それを1点お聞きしたいと思っております。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

この進学準備金というのは、この金額がいきますので、どちらに使われるかという選択は保護者さんにあるということで解釈していいのではないかと考えています。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

B委員さん、いいですか。ほかにないでしょうか。

それでは、これに関しても何か反対ということはないと思いますので、このとおり可決ということでよろしいでしょうか〔「はい」の声あり〕。

では、第28号議案も原案どおり可決ということでお願いいたします。

それでは、第29号議案です。

分校の区域外通学者の募集についてということですけども、これは恐らく犬走分校に関

することも含めてだと思しますので、そこら辺もあわせて御説明をしてもらってよろしいでしょうか。学校教育課長。

○学校教育課長

第 29 号議案ですけれども、分校の区域外通学者の募集についてということで、前回の定例教育委員会の折に、チラシの部分についてはお配りをしていたと思うんですが、提案理由としましては、令和 2 年度の少人数教育の機会の拡大を図るため、山内東小学校犬走分校に通学する区域外通学者を募集したいということでございます。

10 ページをご覧ください。少し説明をさせていただきたいと思えます。

目的は、先ほどお話しをしたところですが、少人数での個に応じたきめ細かな指導を受ける機会の拡大ということで、対象校は山内東小学校犬走分校でということになります。

犬走分校の現在の児童数の推移ですけれども、令和 2 年度は分校に進むのが 0 名と。該当のお子さんは 1 名いらっしゃるんですけれども、本校を希望されていますので、昨年と同じような形になります。昨年も 1 名いらっしゃったんですが、本校を御希望されているということですので、そこで募集をしたいということになります。募集をする相手の学校は、対象校は市内では武雄小学校、御船が丘小学校、朝日小学校、北方小学校、2 クラス以上ある中規模校以上の学校からとしております。なぜかといいますと、少人数での個に応じたきめ細かな指導を受ける機会の拡大ということですので、ほかの学校は実際少人数の学校が多々ございますので、中規模校以上としております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

今の件につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。A 委員さん。

○A 委員

ここに別紙で犬走分校のカラー刷りもあって、よく見たような人もそこにて教えよんさっですけど、例えば、先ほど教育長も言われた地域の活性化というか、地域が統廃合しなくてやっているという、その良さを言われたり、当然、犬走分校もこの良さというのは残っていたわけで、例えば、4 つの中規模校から来られるという中で、もし自分が保護者であって、失礼ですけど、自分の子どもがなかなか集団になじめない子であると。例えば、それは、すみませんけど、病的なものかもわからないので何とも言えませんが、そういう人たちが手を挙げられますと。ただ、当然そこを吟味するわけにはいかないでしょうから、じゃ、入れましたと。そしたら、本校から分校に行く先生というか、分校の先生の数というか、負担というか、それは当然大変になってくるかなと思うんですけど、もちろんそういう条件をつけて募集したら大変なことなので、それは当然ないと思えますけど、その辺は面談、うちの子はこういう子だから、何とか小さい学校でという保護者の要望があれば、それは無条件

に入れていくというふうにされていくんですかといったらおかしいですけど、我々が決めることでしょうか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

ここは目的があくまでも少人数での個に応じたきめ細かな指導ができるということです。それが分校の良さだろうと思います。少人数でできますので。ですから、来たいという方がいらっしゃれば、それは受けるということだと捉えております。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。A委員さん。

○A委員

我々もされたときは、これでいきますと言われたら、お願いしますとしか言えない我々の立場であると思うので、ただ、実際に来られたときに、お願いしたいと言われたときに、どうぞどうぞというふうにどんどん入れていったいいものなのかというのがあったので、そうならば、数が増えてくれば、支援というか、担任の先生たちに、やっぱりもう一人先生をつけんばいかんとかいうのは当然考えられるわけだから、それは多分、制度上は基本的に教育委員会が決めんばいかん、市の支援員さんを2人ぐらいここにつけようというふうな形になってくるから、どうなのかなと思って質問しました。

○教育長職務代理者

そこら辺はちょっと、やってみないとわからないということもありますしね。学校教育課長。

○学校教育課長

チラシを見ていただくと、丸の3つ目ですね、1学年の人数は各学年分校区在籍児童数を含めて8名までということにしておりますので、今回、犬走分校は1年生も2年生もいませんので、各学年8名までということになります。

○教育長職務代理者

G委員さん。

○G委員

実際こうやって募集をかけて、1人か2人でも来た場合に、実際対象が、今回も、今、1年生に対象である方が1人いらっしゃって、来年も1人いらっしゃるということで、その方々には、開校になればやっぱり戻ってきてほしいという声掛けをされるのかどうかというのちょっと聞いてみたいなと思います。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

先ほど私が説明した分で、来年度、令和2年度は0になりますけれども、見ていただくと、令和3年度は新1年生の該当者は4名いらっしゃるの、そのときはもちろん、1年生が今年度2年生になっているので、その該当者は1名いらっしゃるわけですが、その確認は今年度もいたしております。必ず学校のほうでいたしておりますが、友達関係が本校ででき上がっていますので、そこで1人だけになって戻るといのはなかなか難しいというのが現状です。来年も同じように、事情が変わられるかもわかりませんので、そこは確認をすることになると思います。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。G委員。

○G委員

じゃ、何人かが集まって、対象になっている方にはお声掛けは1回するということですか。来年二、三人集まりそうなんですけれども、やっぱり本校を希望しますか、戻ってきますかという声掛けをその方にされるとということですか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

来年の1年生4名が、今、休校の状態、募集をしたときに応募がなかったといった場合に、0、0という形になると思います。そのときに新1年生の4名の方には当然確認をしないといけないということになると思います。その動きはまだ全然わかりません。

ただ、今度、令和2年度に1年生になる方が、令和3年度は2年生になるわけですが、その2年生についても確認をすることになると思います。その時点でこの4名のお子さんがどうなるかというのは今の時点で答えようがありませんので、2年生になったお子さんには希望されますかどうかというのは確実に伺いますということしか今のところはお答えができないです。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

ほかに御質問ありますか。H委員さん。

○H委員

今回の犬走分校に関しては、少人数を希望される方を募集するというこの案件だと思えますが、逆に、本来分校に行く子どもさんだけけれども、本校を希望しますというようなお子様がもしいらっしゃった場合はどうなるんですか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

今現在、1年生ですが、犬走分校の学区にいらっしゃるお子さんがいらっしゃいますけれども、保護者さんとの話し合い、学校との話し合いで、いや、1人であるのならばやっぱり本校がいいというようなところもあって、そういういろんな事情というのは教育委員会のほうで協議をして、本校に現在は通っているわけですが、その形がとれるようにはしております。だから、分校から本校にということであれば、その状況とか事情をよく判断して決定をしていかないといけないと思います。基本的には、その校区ですと分校に進むというのが基本だろうというふうに考えています。

○教育長職務代理者

教育長。

○教育長

さっきA委員さんがおっしゃったように、どうしても集団になじめない子どもさんというのは現実におられるわけですね。募集した1年目に来られまして、特定されるので名前は言いませんけど、分校で過ごして、ここでいうと、一番下の3年生進級時には就学校について、分校の本校か住所地の学校かという項目はあるんですが、山内東小学校に行っておられるんですね。ですから、子どもさん方にとっていい環境というのはどういうものかということで考えていただく機会にはなるかと思います。

仮に分校に1人入られても1学級ですね。そしたら、大体、分校が2つあれば、もう一人加配をもらっていたんですね。用務員さんが疲れますので、そうすると、1人の子が、言い方を変えると、2人の先生になる、増やすという、現実はそのようになるんですね。ですから、少々いろんな面で手がかかるお子さんであったにしても、早々の対応はできるんじゃないか。それはどの分校にも言えることじゃないかなというふうな気はします。実際にそういう方もいらっしゃったということです。

○教育長職務代理者

ほかにございませんか。C委員。

○C委員

先ほど教育長のほうからも、どんな子でも育つ環境、ICTとか花まるとか、この事業というか、こういうこともその一つだと思うんですけども、親が決めるんですよね、もちろんですけど。1、2年生、まず親が、この子を分校にするか、自分の校区の大規模のところにするかということ、何年か前に子どもが持ってきたことがあるので、ちょっと興味深く見た覚えがあるんですけど、例えば、学校の先生がこの子を分校でというのはなかなか言えないと思うんですけど、まず親が、この子は分校のほうがいいだろうということで決めて、ここに来ることになると思うんですけど、例えば、幼稚園、保育園の時代からこの子はいくような取り組みを実際にされているのか。市報とかでも多分載せてあったと思うんですけど

ど、市報などに載せて、ただ単に、来たときに対応するというだけで今こういう取り組みをされているのか。

○教育長職務代理者

学校教育課長。

○学校教育課長

やはり子どもさんの進学について、1年生、2年生の発達段階で自分の進学先を決めるといのはなかなか難しいと思いますので、保護者の方が一番よくわかっていらっしゃるの、決められるのではないかと思います。

もちろん、本人と保護者の方が確認をしたりとかいうのはあると思いますけれども、その決める過程の中で、お問い合わせがあったりとか、それから、学校を一回見せてくださいとか、それから、保護者の方が学校のほうと、分校の教育というのはどういうものなんですかねというようなやりとりとか、そういったものは過去もあっています。実現したのもあれば、実現しなかったものもあるんですけども、お尋ねをされたり、実際に分校に見に行かれたりとかいうことはあっていますので、全て、じゃ、チラシを配りましたので、保護者さんどうぞという形ではなくて、事前に説明会もするようにしていますので、そういったところで声を聞きながら、よく理解した上で判断をしてもらうということになります。最終的には保護者の方になると思うんですけども、その判断をする情報といいますか、それはできるだけ学校も出していくという形にしています。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

ほかには。I委員さん。

○I委員

何か私たちは、この分校というのは、以前は登校するのにちょっと遠いからとか、そういうことで分校があるのかなと思っていたんですけど、やっぱりこんなふうにして希望する子どもさんがいらっしゃらなかったり、そういうことになれば小規模学級で学んでみませんかということで上げられているのかなということですけど、今度、令和4年度には4人いらっしゃるということで、こういう何人かいらっしゃるときに、0のときはいいけど、この4人の中で、例えば1人だけ、いや、私は本校に行きたいなという方が多分、もしかしたらあるかもしれないですね。犬走だったら必ず分校に行くんですよじゃなくて、やり方がそうなので、そこらあたりの保護者さん同士の、やっぱり本校がいいけど分校に行かんばいかなのかなみたいなどころも出てくるんじゃないかなと、そこら辺、やっぱり親が決めるということであれば、そこらあたりもどうかなと私は思いました。

○教育長職務代理者

してみないと分からないところもあるし。学校教育課長。

○学校教育課長

今後非常に難しい問題にはなるとは思いますけれども、基本としては、その分校の校区の学年に行くという御案内になると思います。ただ、いろんな事情とか状況もありますので、そのときはそういう話を聞きながら最終的には決めていくと、子どもにとって一番いいのはどこなのかというのを決めていくと。ただ、自由にいいですよとするとばらばらになってしまいますので、分校があるわけですから、分校のほうにということで、最初のスタートはですね。ただ、いろんな御意見とか、お考えとかもあると思いますので、そこはそれを受けながら決めていくということになると思っています。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

大分意見が出たようですけれども、そろそろ結論に行きたいと思えますけど、いいですか。

いろいろな御意見を出していただきましたけれども、前向きな御意見だったと思いますので、どうでしょうか、この原案どおりとりあえず可決ということでもいいですか。いや、絶対反対という方はいらっしゃいますか〔「なし」と声あり〕。

そしたら、これに関しても原案どおり可決ということでもよろしくお願ひしたいと思えます。貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、最後の議事です。

第30号議案 武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例についてです。

御説明をお願いいたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長

11ページをご覧ください。

武雄市公民館設置条例の一部を改正する条例について御提案でございます。

提案理由としましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員制度の創設が理由でございます。

現在、公民館長におきましては、特別職非常勤職員となっておりますが、今回の法改正により、一般職非常勤職員という位置づけになり、会計年度任用職員となりますので、任期が1会計年度となるということで改正をお願いするものです。

中ほどの新旧対照表のほうに、現行は第3条2項の後段のほうで「その任期は、3年とし」と現行はなっておりますが、これを「その任期は、1年以内とし」と、3年を1年に変えるものでございます。ただし、再任を妨げないとなっております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

これにつきましては、公民館長の任期が3年としたのを1年にすると。これは、地方公務

員法、地方自治法の改正に伴うものということです。これについて、何か御質問等がありましたらお願いいたします。H委員さん。

○H委員

任期が1年以内というのは、どういうふうに解釈したらいいんですか。

○教育長職務代理者

1年じゃなくて1年以内というのは。生涯学習課長。

○生涯学習課長

確認させていただいてよろしいでしょうか。

ちょっと確認してお答えします。

○教育長職務代理者

分かりました。後で確認してからということです。

ほかにないでしょうかでしょうか〔「はい」と声あり〕。

そしたら、後で確認をするということですがけれども、一応結論のほうを出してよろしいでしょうか。

これは地方公務員法、地方自治法の改正に伴うということですので、それに伴ってこういうふうになっているわけですので、特に反対ということはないですね。

○生涯学習課長

今の御質問でございますけど、会計年度ですので、4月1日から3月31日までになります。途中で採用になられたとき、例えば6月1日とかになったら、そこから1年ではなくて3月31日で任期が切れますので、1年以内ということになります。途中で就任された場合でも3月末で終わりますという意味で1年以内という形になります。

○教育長職務代理者

ということです。

じゃ、原案どおり可決ということでよろしいですか〔「はい」と声あり〕。

原案どおり可決ということでお願いいたします。

それでは、次が協議事項です。

①令和元年12月議会提出「教育に関する報告」についてです。

御説明を、教育総務課長。

○教育総務課長

12ページになります。12月議会に関する報告でございますが、今回は8月の災害に伴う対応についてまず記載をしております。その後、各担当部署で11月末までにいろんな事業を進めておりまして、その事業の報告を、もう既に終わったような形で書いているものもございまして、それぞれ担当の部署ごとにいろんな事業に取り組んでおりますので、記載をして御報告をする形としております。

以上、御協議のほうをよろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者

内容につきましては、これも前もってお配りいただいておりますので、皆さん読んでくれたと思います。

まず最初に災害、それから、これまで行われた事業についての報告ということだそうですが、そういう中で、何か御質問等ありましたらお願いいたします。H委員さん。

○H委員

先ほど聞けばよかったんですが、12 ページの災害の件で、「小中学校児童生徒の被災状況については、床上浸水 159 件、床下浸水 135 件」とありますが、先ほどのような対応、市として就学援助等々をしていただいていると思いますが、実際、申請があった件数とかは現時点でどれぐらいなのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

まだ申請自体は受けておりません。これが、まず教育委員会でここを通過しまして、その後、議会で予算がついて、議会も通過したところで該当される御家庭に御案内をして、その後申請があるかどうかということで件数が出てくるということになります。

○教育長職務代理者

これは前もってしてありますので。

○H委員

はい。

○教育長職務代理者

よろしいですか。

ほかにないでしょうか〔「なし」と声あり〕。

じゃ、このとおり承認ということでお願いいたします。

次は、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の聴取（令和元年度 12 月補正予算）ということであります。

これについて説明をお願いいたします。

○教育総務課長

すみません、差しかえがございまして、今日 1 枚ものの紙で 16 ページの分をお配りしております。変更になったものがございましたので、こちらの 1 枚の紙をごらんいただければと思います。16 ページに記載のあるものになります。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

令和元年 12 月議会補正予算の説明をさせていただきます。

生涯学習課です。

公用車の購入の予算計上をしております。これは、北方公民館所管の公用車 1 台ですが、

令和元年8月豪雨によりまして水没し、故障をしている状況になります。ということで、買い替える経費として121万5,000円を計上している状況でございます。

以上でございます。

○学校教育課参事

続けてよろしいでしょうか。

○教育長職務代理者

はい。

○学校教育課参事

学校教育課です。

就学援助について増額をしております。先ほど災害に関するものについての要項を議案でお願いした分の予算計上になります。令和元年8月の豪雨で被災した児童・生徒の保護者の経済的な負担軽減のための就学援助の支給です。

全壊と大規模半壊以上のところにつきましては、先ほどの要綱の中の表にありましてとおり全額の支給、半壊、一部損壊、床上浸水以上のところにつきましては、その半分を支給するという形で、それぞれの対象者の人数について試算をいたしまして、小学校のほうにつきまして231万2,000円、中学校のほうにつきまして159万2,000円という金額について計上しております。

財源については、災害支援金のほうを充てるということとなっております。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。生涯学習課長。

○生涯学習課長

先ほど御説明した公用車の買い替えの分の財源内訳のところ、その他のところに121万5,000円と入っておりますが、これは誤りで、一般財源のところ、121万5,000円ということになります。

なお、車両保険には入っておりますので、別途30万円は歳入で保険金は入ってくるようになっております。

以上です。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。

何か、これについて質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうかでしょうか〔「はい」と声あり〕。

では、このとおり承認ということでお願いいたします。

次に報告事項です。

図書館の選書についてですけれども、これも前もって配っていただいております。何か希望等、質問等がありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか〔「なし」と声あり〕。

それでは、次が各課からの報告ということです。これにつきましては、17 ページから載っておりますけれども、何か新たにつけ加えとか、あるいは補足等ありましたらお願いいたします。

まず、各課課長から何かありましたらお願いいたします。

○文化課長

文化課のほうから資料の修正をお願いいたします。

23 ページをお開きください。

資料作成後に決定をしたものについての修正をお願いいたします。

まず、行事報告のほうで、一番下のほうの第9回武雄市伝統芸能まつり事前打ち合わせ会でございますが、こちらを11月13日水曜日に実施いたしました。

次に、行事予定でございますが、下のほうですが、おつぼ山神籠石ウォーキングです。こちらが14日土曜日の10時からということにいたしております。

また、その下のやきものワークショップですが、こちらは12月7日土曜日10時からといたしております。

以上でございます。

○教育長職務代理者

ありがとうございました。お分かりでしょうか、3点ありました。

ほかはないでしょうか。特にないですか。御質問等もないですか。H委員さん。

○H委員

17 ページの総務課の行事報告、11月5日に鳥取市で開かれました全国市町村第2ブロックの市町村教育委員会研究協議会に参加させていただきました。

研修の内容ですけれども、地域との連携・協働による学校づくりということで、武雄でいえば花まるタイムとか、そういった非常に全国でも類を見ないような活動をやっている武雄市の状況を全国と比較してどういったものだろうかということで参加させていただいた次第ですが、結果から言いますと、非常に遅れているなというのが正直な印象でありました。もちろん、取り組まれた他地域は全国区として発表されているというのもありまして、コミュニティ・スクール等が10年以上のキャリアを持つところもたくさんありましたし、やはり武雄市が今抱えているいろんな課題を、2歩も3歩も先に進んでいるというのを実感いたしました。

その中で、3点の要望というか、もし御回答できるのであればお伺いしたいところもありますが、要望したいと思います。あとは1点、質問をしたいと思います。

1つ目が、地域と学校との地域学校協働会議というのが各地区で行われていると思いますが、その中で地域への要望、学校への要望というやりとりをそういった中で各地区されている。私も朝日地区のその会議に出ますけれども、お互いの要望のやりとりをするかと思いますが、全国大会の中ではほぼ、会議に、いわゆる役職で出ている人ではなく、多くの教職員が参加しているという報告がありました。例えば、花まるタイム一つにしても、実際やっているのはそれぞれの担任の先生でありますし、そういったところで本当は先生たちが、この花まるタイムで何をしたいのかということを開く機会がないのかなというのは常々思っておりますけれども、そういう全国大会で発表するようなところは、最初はやはり役づきで出ているところが多かったけれども、本当の意味で先生たちが何をやりたいかということを地域に示すには、やはり担任レベルの先生が出るのがいいよという御報告がありました。もちろん、昨今の働き方改革で、夜の会議に出るといのは大変だと思いますが、言ってみれば、その夜の2時間で1年間の信用を得ることができるかもしれないと思えば、先生たちの顔を地域に見せて、自分たちの言葉を伝えるというのも地域との大切な協働ではないかなと思っております。ぜひそれを前向きに検討いただければと思います。これが1点目です。

2点目、花まるタイムを初めとした地域協働は小学校が中心としてやっております。もちろん、地域の方、あるいは保護者の方がたくさん来られております。地域との協働ということ考えたときに、小学校はやはりやってもらうことのほうが多いんじゃないかなと思います。発達段階にもよりますけれども、高学年、あるいは中学生になってくると、じゃ、地域に対して何ができるかということを考えられるような年齢になってくるのではないかと思います。それを考えたときに、地域連携を小中連携という形をカリキュラムの中に組み込んでいただくことを御検討いただきたいと思っております。もちろん、小学校のとき、1年生、2年生が地域に対して何をやりたいというのはなかなか難しいことかもしれませんが、地域からこれだけ愛されているんだということを小さいときに肌で感じることで、発達が進むにつれて、地域に対する思いであったり郷土愛につながったりしていき、行く行くは、中学生になったときにこういうことができるよねということが話し合えるようなことを考えるには、小中連携といったところで地域との協働を考えていただければありがたいと思っております。

そして3つ目、これは非常に難しいかもしれませんが、そこまで、小中連携まで考えていくと、じゃ、カリキュラムをどうするかということはどうしても考えなくてはいけないと思います。私もこの部分を質問させてもらったんですが、どういうふうにして地域協働を継続的に行っていくかということ、どういうふうにして盛り上げていくかということ、質問したところ、口をそろえて、教育委員会がやっていくとおっしゃいました。教育委員会とか、校長先生とかが渦の中心になって地域協働を進めるということが一番大事であると。そういったカリキュラムを、じゃ、どういうふうにつくるかということ、やはり指導主事という立

場の先生がいらっしゃるのが一番いいのではないかという御回答をいただいた次第です。もちろん、人事に関わることなので難しいことかもしれませんが、御一考いただければと思っています。

そして最後、質問ですけれども、フェデレーションというイギリスの取り組みがあるようですが、御存じであれば教えていただきたいと思います。連合という意味らしいです。

以上です。

○教育長職務代理者

何か御存じの方はいらっしゃいますか。

○H委員

調べました。

フェデレーションという言葉が出て、これはどういうことかという、複数の学校を1校として捉えて、複数の学校を1つの学校、共同体として考えることをフェデレーションという形で、イギリスで行われている学校間連携の取り組みらしいです。要するに先ほど教育長のほうからもありましたけれども、統廃合とか再編という形ではなくて、学校は学校のまま残しておきつつ、学校間を連携した一つの学校として見るということではないかと思います。私も詳しくはわかりませんが、例えば、A、B、Cという学校のAという学校が統括校長になり、B、Cの学校とその先生たちの交流があったり、部活動の交流があったり、それを1つの共同体として行うということで、分校にちょっと似ていますかね。分校とちょっと違うのかな。わかりませんが、そうすることによってさまざまな附帯効果があるということがありましたので、よろしければそういうことも今後考えていくことが、働き方改革も含めて、部活動の再編とかも、いろんなことが可能性として出てくるのではないかなと思っています。御検討のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○教育長職務代理者

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か、各課からの報告で付け加えたりとか御質問とかありましたら願いたいします。

特にないでしょうか〔「ありません」と声あり〕。

じゃ、次のところに行きます。

今回の日程ですけれども、次回は12月25日15時から4階会議室ということになっております。よろしく願いたいします。師走ですので、皆さんお忙しいと思いますけど。

それでは、ほかにないでしょうか。

その他ということで、教育長願います。

○教育長

実は今日、午前中に雄武町の交流協議会を開きまして、今年度派遣の子どもたちを 11 名という形に減らしております。今までは 16 名ぐらいおったかな。これは、雄武町の子どもたちの数も大幅に減っております。そういうことで減らしたわけですが、それに関連して、引率者も 3 名に減らします。団長さんと、学校 4 校から 1 人、大きな学校から 1 人出してもらうことにしております。そして、事務局から 1 人行くと。この 2 人が男性だったために、1 人、団長さんは女性でお願いできないだろうかということで、馬場委員さんをお願いをしておりますけれども、いかがでしょうか。(拍手)

そういうことで、御了解いただきたいと思います。

○教育長職務代理者

御苦労さまです。

○A 委員

11 校というのは、各校 1 名。

○教育長

各校 1 名です。

○A 委員

今まで大規模校は 2 名とか、来年受け入れは 2 名とかいろいろ条件があったけれども、1 名。まあまあ、均等といえば均等ですかね。ただ、御船が丘小が文句言いさらんか、一番多かったけん。

○教育長職務代理者

ほかにないでしょうか。

それでは、今回の予定は全部終わりましたけれども、よろしいですか〔「はい」と声あり〕。

それでは、どうもお疲れさまでした。

午後 4 時 30 分 閉会